

定例会

6月24日～25日



6月定例会は24日に開会し、会期を25日までの2日

延会しました。

間と定め、町長から行政報告・提案理由の説明を受け、

25日は、条例の一部改正1件、過疎地域自立促進市

5議員が6項目にわたり一般質問を行い、発議2件、

町村計画（後期）の一部変更、財産の交換1件、補正

補正予算専決処分承認、表彰審議委員会委員の選任

予算7件、意見書案5件を原案可決、報告3件を了承

に同意、条例の制定2件、一部改正2件を原案可決し、

し閉会しました。

議員定数を2人削減 12人→10人

議員定数の推移

昭和48年	22人
昭和60年	20人
平成元年	18人
平成13年	16人
平成17年	12人
次の一般選挙	10人

・議会議員の定数を定める条例の一部改正

議員の定数については、議会運営委員会で計6回にわたる論議と全員協議会を開催し議論を重ねてきましたが、議会議員の定数を12人から2人減の10人とする「津別町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が議員提案で提出されました。

採決は起立採決により賛成多数で可決し、次の一般選挙

から議員の定数を10人とする
ことになりました。



人事

表彰審議委員会委員の選任

後藤正則さん（高台）の退任に伴い、後任の表彰審議委員会委員として、山下邦昭さん（双葉・61歳）を新たに選任することについて同意しました。

・ふるさとつべつ応援基金条例の制定

査の審査事項である財政指標に関する規定が平成20年4月1日から先に施行されたことに伴い、所要の審査事項を追加する一部改正を行いました。

条例

監査委員条例の一部改正

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、監

・議会事務局設置条例の一部改正

地方自治法との整合性及び職員身分等が町と同様の扱

平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され寄附金制度の拡充に伴い、寄附者のふるさとへの思いに答えるべく、福祉及び医療などの5項目の事業を設定し、寄附金の使途を明確にし、個性あるまちづくりを目指すことを目的とした基金条例の制定を行いました。

いになっていることを明確にする内容とした条例の一部改正を行いました。

・丸玉産業森づくり基金条例の制定

丸玉産業株式会社から、毎年1千万円を5年間にわたる寄附の申し出があり、この寄附金を基金として積み立て管理し、森づくりのために活用し愛林のまちの緑豊かな自然環境を守り育てて行くことを目的とした基金条例の制定を行いました。



・職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業からの復職後ににおける昇給の取り扱いについて、不利益にならないように人事院規則が改正になったことにより、条例の一部改正を行いました。

・手数料徴収条例の一部改正

戸籍法の一部改正により、学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍に関する情報の提供の規定が加えられたことから、条例の一部改正を行いました。

過疎地域自立促進市町村計画（後期）の一部変更

平成17年度から平成21年度までの5年間の同計画のうち、生活環境の整備で新たに大昭配水池計装機器更新工事と相生浄水場計装機器更新工事を追加する変更について可決しました。

財産の交換

平成2年に取得した除雪グレーダを、交換により更新します。

交換する財産

除雪グレーダ 3.7 m級

交換相手

コマツ北海道株式会社北見支店

交換差金

2千600万8千円



会期を1日間と定め、平成19年度補正予算の専決処分7件を承認、条例の一部改正2件、財産の処分1件、平成20年度補正予算2件を原案可決報告3件を了承し閉会しました。

条例

・税条例の一部改正

地方税法等の改正により、関連する町税条例の一部改正が必要になったもので、原案どおり可決しました。

主な改正内容は、住民税において、寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、町が条例で定める法人として津別大谷学園津別青葉幼稚園、津別

町社会福祉協議会、津別福祉会、北海道でこいランドを追加し、寄附金控除の適用下限額を10万円から5千円に引き下げ、平成21年度以降の課税分から適用されます。

また、都道府県又は市町村に対する寄附金については、寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額に、90%から寄附を行った方に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額を町民税から税額控除されます。

また、平成21年度より公的年金から住民税の特別徴収制度の創設に伴い特別徴収の対象者は、①納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方②老齢基礎年金等の額が18万円以上の方③特別徴収税額が老齢基礎年金の額を超えない方④当該年度の初日の属する年の1月1日町内に住所がある方となっています。

また、平成21年度より公的年金から住民税の特別徴収制度の創設に伴い特別徴収の対象者は、①納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方②老齢基礎年金等の額が18万円以上の方③特別徴収税額が老齢基礎年金の額を超えない方④当該年度の初日の属する年の1月1日町内に住所がある方となっています。

・国民健康保険条例の一部改正

地方税法等の改正に伴い、

後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険に係る後期高齢者支援金等課税額を定めるほか、賦課限度額の改定、後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の緩和措置をするため条例の一部改正を行いました。



財産の処分

平成16年度からの町有林施設計画に基づき、次の財産の売り払いをすることとなりました。

売却財産の数量及び所在

町有林カラマツ立木他 2千771・888㎡

木樋118番地1

売却金額

1千733万5千円

売却先

熊谷林産株式会社